

仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成二十六年仙台市条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「三十五人」を「三十人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例第二条第一項に規定する認定こども園における一学級の園児の数については、改正後の第四条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。